

2026 年 9 月 8 日

外国人との秩序ある共生社会推進担当

国務大臣 小野田 紀美 様

立憲民主党 外国人受け入れ制度及び
多文化共生社会のあり方に関する P T
座長 石橋 通宏

多文化共生社会の実現を求める申し入れ
～外国人排除ではなく、法の支配と人権保障のもとで
日本人も外国人も安心して暮らせる社会へ～

我が国では、多くの産業分野や地方都市において人手不足が深刻化している状況の中で、外国人労働者数が 13 年連続で増加し、昨年 10 月末段階で 250 万人を超えるなど、外国人労働者が全国津々浦々、多様な分野で活躍し、経済と社会の担い手として頑張ってくれています。

少子化/人口減少に歯止めがかからず、将来にわたって経済/社会/公務公共サービスの担い手をどう確保していくかが大きな課題になっている中で、日本が世界の、とりわけアジアの若者たちから「選ばれる国」であり続けることが極めて重要であることは論を待ちません。

しかしながら、政府がこの間、在留外国人に対する規制強化を続け、2025 年 5 月には「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」、さらに 2026 年 5 月には「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を実施に移し、外国人が社会にとっての「リスク」であり、「管理対象」として捉えるべき対象であるかのようなイメージを社会に植え付け、時に官製ヘイトの原因ともなっている状況を私たちは強く危惧しています。

日本で暮らし、働き、学び、地域の支え手にもなっている外国人が 412 万人を数える中で、残念ながら人権侵害や労働法令違反、ハラスメントの被害に遭う外国人労働者も後を断たず、時に命の問題にもなっている中で、多様な理由により「非正規滞在状態」に陥っている外国人在留者も一定数、存在しています。

しかし政府がそれを、一括りに「不法滞在者ゼロ」という言葉で「排除すべき存在」とレッテルを貼ることによって、外国人在留者に対する偏見や差別を助長し、我が国が守るべき人権保障の観点からも極めて危険であるとの現場からの指摘に、政府は真摯に耳を傾けるべきです。

特に、我が国の難民認定率が他の先進諸国と比して異常な低水準に留まって

いる状況の中で、非正規滞在状態に置かれた人たちの中には、母国に戻れば迫害や困難に直面する人も少なからず存在しています。

日本で生まれ、育った子どもの存在も含め、家族や生活基盤が日本にある人も多数存在することから、個別事情を丁寧に把握しないまま、一律的に排除を進めることには人道上の問題があると同時に、我が国が批准をしている国際人権条約等に抵触する恐れさえ生じます。

しかるに今、政府がやるべきは、外国人と日本人が互いを理解し合い、異なる文化や慣習を尊重し、共に生きる社会を構築することであり、決して、「監視する側・される側」「監理する側・される側」という関係を生むことではないはずです。

以上の観点から、以下、要請します。

記

- 「多文化共生社会基本法」を制定し、外国人と「共に暮らす社会」を国の基本理念として明確に位置付け、その実現に向けた国の責務を明確化すること
- 非正規滞在者への対応策は、「排除」の論理ではなく、非正規状態に陥った理由も斟酌しつつ、「適正な保護と救済」を基本とすること
- 外国人を単なる「労働力」ではなく地域における「生活者」および地域社会の「担い手」として位置づけ、基本的な権利を保障すること
 - ⇒働く者としての権利だけでなく、教育を受ける権利や住居の確保、医療・福祉へのアクセスなどの基本的人権を保障すること。
- 共生社会の実現に向けて、外国人住民が地域社会に参加できる仕組みや支援体制を構築し、強化すること
 - ⇒地域社会の担い手として住民との交流や行事等への参加、日本語教育を受ける機会の確保、多言語相談サービスの提供など共生社会の基本的体制を構築し、継続的に充実させること。
- 外国籍労働者/住民/児童らへの差別や偏見を防ぐ政策を進めること
 - ⇒行政・学校・職場・地域で、多文化理解を進める取り組みを強化すること。
 - ⇒特に、ヘイトスピーチ解消法の理念に則り、本邦外出身者（日本に住む外国出身者やその子孫）に対する誹謗中傷やいじめの現況を調査し、その対策を強化すること。
- 行政手続の透明性と予見可能性、および信頼性を高めること
 - ⇒在留審査、退去強制、難民認定審査などについて、判断基準や救済手続き

を明確にすること。特に、難民審査については、B案件の類型化やA Iによる画一的判断によって、本来庇護・保護すべき人が排除されないよう、難民条約など国際人権法に則った対策を講ずること。

○外国人労働者の権利を守ること

⇒賃金未払いや長時間労働、ハラスメントなどの労働法令違反や人権侵害を防ぎ、すべての労働者に適正な労働環境を確保すること。

○家族のつながりを尊重する制度にすること

⇒日本で暮らす子どもや家族が過度な不安にさらされない仕組みを整えるとともに、子どもの権利条約第 22 条を遵守すること。

⇒特に、在留資格にかかわらず、すべての外国籍の子どもたちに教育を受ける権利を保障すること。